

本市の障害福祉サービスにおける審査支払事務において、以下のエラーが散見されています。

本エラーは令和2年11月審査以降は全て返戻となりますので、以下の対応に係る留意点をご一読いただき、適切な報酬請求に努めてください

エラーコード	エラー名	エラーの原因	必要な対応・留意点（事業所）
EE26	受付：当該サービスの報酬に該当する事業所との契約情報が存在していません	契約情報がない	契約情報を必ず送信する（上限額管理加算のみ請求する場合も同様）
EG50	資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります	支給決定期間の開始年月日から終了年月日（又は取消年月日）の期間外にサービス提供実績がある。	支給決定期間外の実績は必ず削除する。
EG61	資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません	契約情報の開始年月日から終了年月日が支給決定期間の期間外となる。	・契約の終了年月日が未定の場合空白で入力する。 ・死亡、取消により支給決定の終了年月日が変更となった場合、正しい終了年月日を入力する
PA41	資格：受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です	食事提供体制加算が非該当の方に加算をつけて請求している。	受給者証にて食事提供体制加算の有無を確認する。
PC19	受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません	特定処遇改善加算の届出がない若しくは未受理にも関わらず当該加算をつけて請求している。	処遇改善加算の届出状況を確認した後、請求する。
PQ84	支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えています	サービス提供量（時間・日数）の内容が請求明細書とサービス提供実績記録票と異なり、かつ明細書の方が提供量が多い。	請求明細書とサービス提供実績記録票の内容の齟齬について確認する。
PQ86	支給量：重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票の算定回数の合計を超えています	移動介護の内容が請求明細書とサービス提供実績記録票と異なり、かつ明細書の方が提供回数が多い。	請求明細書とサービス提供実績記録票の内容の齟齬について確認する。
PQ87	支給量：請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数（日）」を超えています	各種サービスの算定回数が請求明細書とサービス提供実績記録票と異なり、かつ明細書の方が提供回数が多い。	請求明細書とサービス提供実績記録票の内容の齟齬について確認する。

エラーコード	エラー名	エラーの原因	必要な対応・留意点（事業所）
PQ92	支給量：請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算（回）」を超えています	食事提供体制加算の算定回数が請求明細書とサービス提供実績記録票と異なり、かつ明細書の方が提供回数が多い。	請求明細書とサービス提供実績記録票の内容の齟齬について確認する。
PQ94	支給量：請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数（日）」を超えています	初期加算の算定回数が請求明細書とサービス提供実績記録票と異なり、かつ明細書の方が提供回数が多い。	請求明細書とサービス提供実績記録票の内容の齟齬について確認する。
PQ95	支給量：請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数を超えています	欠席時対応加算の算定回数が請求明細書とサービス提供実績記録票と異なり、かつ明細書の方が提供回数が多い。	請求明細書とサービス提供実績記録票の内容の齟齬について確認する。